

◎新潟県告示第131号

河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定（令和7年7月18日新潟県告示第731号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年2月27日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。 その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。 1 洪水浸水想定区域を定める河川	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。 その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。 1 洪水浸水想定区域を定める河川 <u>阿賀野川水系</u> <u>新井郷川</u> <u>新井郷川分水路</u> <u>新発田川</u> <u>新発田川放水路</u> <u>中田川</u> <u>派川新井郷川分水路</u> <u>派川加治川</u> <u>駒林川</u> <u>福島潟</u> <u>福島潟放水路</u> <u>松岡川</u> <u>太田川</u> <u>芋卸江川</u> <u>荒川川</u> <u>小島川</u> <u>折居川</u> <u>割石川</u> <u>上江川</u> <u>安野川</u> <u>大荒川</u> <u>新七浦川</u> <u>大通川</u> <u>塚田川</u> <u>葎川</u> <u>中ノ川</u> <u>大日川</u> <u>七浦川</u> <u>ム沢川</u> <u>古川</u> <u>都辺田川</u> <u>海老瀬川</u> <u>下山川</u> 信濃川水系 中之島川 末宝川

浄土川 鴨田川 須川 焼田川 茶郷川 湯殿川 2 (略)	浄土川 鴨田川 須川 焼田川 茶郷川 湯殿川 2 (略)
--	--